

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和4年8月22日(2022.8.22)

【公開番号】特開2021-168689(P2021-168689A)

【公開日】令和3年10月28日(2021.10.28)

【年通号数】公開・登録公報2021-052

【出願番号】特願2021-120516(P2021-120516)

【国際特許分類】

A 24 D 3/17(2020.01)

10

A 24 D 3/04(2006.01)

【F I】

A 24 D 3/17

A 24 D 3/04

【手続補正書】

【提出日】令和4年8月10日(2022.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1および第2端部を有し、第1および第2端部の間を延びる複数の貫通孔を含むモノリシックロッドである、揮発させた喫煙材を冷却するためのエアロゾル冷却部材であり、実質的に非圧縮性であり、セラミック材またはポリマーで形成され、前記複数の貫通孔が前記モノリシックロッドの中央長手方向軸に対して実質的に平行に延び且つ横断面で見てエアロゾル冷却部材の半径方向に配置されている、エアロゾル冷却部材と、
エアロゾル冷却部材の一端に管と、

30

エアロゾル冷却部材の他端に中空の吸い口端管とを含む、

喫煙材を加熱するための装置と使用するための冷却集合体。

【請求項2】

貫通孔の大半は、六角形またはほぼ六角形の断面形状を有することを特徴とする請求項1記載の冷却集合体。

【請求項3】

前記エアロゾル冷却部材は熱可塑性ポリマーで形成されていることを特徴とする請求項1記載の冷却集合体。

【請求項4】

前記エアロゾル冷却部材は押し出し可能なプラスチック材で形成されていることを特徴とする請求項1記載の冷却集合体。

40

【請求項5】

前記エアロゾル冷却部材の多孔度が60%~75%の範囲内にあることを特徴とする請求項1記載の冷却集合体。

【請求項6】

前記エアロゾル冷却部材の多孔度は約69%~70%であることを特徴とする請求項5記載の冷却集合体。

【請求項7】

前記管は揮発させた喫煙材をろ過するフィルター機能を供するための中空の管であること
を特徴とする請求項1記載の冷却集合体。

50

【請求項 8】

エアロゾル冷却部材の他端に第 2 の管を含むことを特徴とする請求項 1 記載の冷却集合体。

【請求項 9】

喫煙材と、

喫煙材を加熱した際に発生する揮発させた喫煙材を冷却するための請求項 1 記載の冷却集合体とを含む、喫煙材を加熱するための装置と使用するための喫煙品。

【請求項 10】

吸い口端管は、喫煙材を加熱した際に発生する揮発させた喫煙材をろ過するフィルター機能を供するように構成されていることを特徴とする請求項 9 記載の喫煙品。

10

20

30

40

50